

提 案 理 由

報告第11号 専決第9号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>市道管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>平成31年3月27日、被害車両が養父市八鹿町三谷地内の市道三谷線を三谷養鶏場方向に向けて走行中、道路を横断する水路上に設置しているグレーチングが跳ね上がり、車体下部（ドライブシャフト及びプロペラシャフト）を破損させたもの</p> <p>■損害賠償の額 143,300円 ■過失割合 市の過失100% ■協議の整った日 令和元年6月19日</p>
報告第12号 専決第11号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>令和元年5月16日、公用車を大屋地域局駐車場に駐車しようとした際、後進してきた車両と衝突したもの</p> <p>■損害賠償の額 70,200円 ■過失割合 市の過失50%、相手方の過失50% ■協議の整った日 令和元年7月26日</p>
承認第3号 専決第10号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和元年度養父市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
理 由	<p>法人市民税の確定申告に伴う税還付金が当初予算を大きく上回る見込みとなったため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市税の還付は急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「令和元年度養父市一般会計補正予算（第2号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるも</p>

	のである。
議案第78号	養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
理由	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることにより、会計年度任用職員制度が導入されることから、同条例を制定しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p>【制定内容】</p> <p>法律改正によって、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、事務補助等に従事する非常勤職員については新たに「会計年度任用職員」に位置付けられるため、同条例において、会計年度任用職員の給与その他の給付に関し、必要な事項を定めるもの</p>
議案第79号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
理由	<p>議案第78号の会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例8件を一括して改正するものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p>
議案第80号	養父市働き方改革推進条例の制定について
理由	<p>養父市で暮らし、働く全ての人が自らの能力を有効に発揮することができ、誰もが多様な生き方が選択・実現できる社会を構築することで養父市の地方創生及び女性総活躍に寄与することを目的に、同条例を制定しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日からである。</p> <p>【制定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の定義、基本方針、基本施策、市の役割、事業者の責務、労働者の役割、市民の理解及び協力等必要な事項を定めるもの
議案第81号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

理由	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、同日等から施行されることに伴い、関係条例4件について、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年12月14日等からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>法律改正によって、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断することとなったため、各条例を改正するもの</p>
議案第82号	養父市基金条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日等から施行されたことにより、森林環境税が創設され、国から森林環境譲与税が譲与されることとなった。</p> <p>当該譲与税を管理し、市内の森林整備に関する施策の財源に充てるため、「養父市森林経営管理基金」を新設しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日からである。</p>
議案第83号	養父市税条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日等からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税の申告における所得控除に関する記載事項について、一定の簡便な記載によることができるようになったもの ・給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合は、扶養親族等申告書に記載しなければならないこととなったもの ・軽自動車税の環境性能割の非課税について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用軽自動車を取得したときに限り、環境性能割を課さないこととなったもの ・軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に乗用軽自動車を取得したときに限り、環境性能割の税率を1%分軽減する規定を加えるもの など

議案第84号	養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年11月5日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>住民票に旧氏（旧姓）が記載されている者の印鑑登録証明書については、氏名のほか旧氏が記載されるというもの（住民票に旧氏を記載させるためには、申請が必要）</p>
議案第85号	養父市区集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号	養父市多目的集会センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>上記2議案は、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、区の集会施設（公民館）については、地元区と協議の上、準備の整った区から無償譲渡を進めており、今回、6施設について合意形成が図られたこと及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定について、国等の承認を得ることができたため、それぞれの条例から当該施設を削除しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p> <p>【譲渡する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関宮地区集会所 ・ 関宮栄町地区集会所 ・ 関宮上本町地区集会所 ・ 関宮片岡地区集会所 ・ 関宮本町地区集会所 ・ 上小田多目的集会施設
議案第87号	養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）が令和元年6月7日に公布され、令和元年8月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日とし、令和元年8月1日から適用しようとするものである。</p> <p>【改正内容】</p>

	<p>法律改正によって、新たに規定された、災害援護資金の貸し付けを受けた者に対する償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例及び合議制の機関の設置について、同条例において規定するもの</p>
議案第88号	<p>養父市おおや堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>おおや堆肥センターは、平成15年度の設置から15年以上が経過しており、施設や設備の修繕、重機類の更新等、施設の維持に係る費用が年々増加しているため、収益性の改善施策として、牛のふん尿の持ち込みに係る「畜産農家等使用料」を1トン当たり、800円から1,000円に増額しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日からである。</p>
議案第89号	<p>養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>フルーツの里やぶは、これまで市の直営により運営してきたが、令和2年3月31日をもって直営による運営を終了することとしている。同施設の運営方法等については検討中であるが、選択肢の一つとして民間事業者等への指定管理ができるよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日からである。</p>
議案第90号	<p>養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について</p>
議案第91号	<p>養父市下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>上記2議案は、令和元年10月1日から消費税が増税されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日から（11月分料金・使用料から適用）である。</p> <p>【改正内容】</p> <p>同条例は、これまで、条文に消費税の税率「100分の108」を記載していたため、消費税法等の改正に伴い、税率部分を改正する必要が生じたが、法律を引用することで税率の記載を止めたもの</p>
議案第92号	<p>養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>

議案第93号	養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>上記2議案は、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに合わせて、子ども子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)が令和元年5月17日に公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和元年10月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理 ・副食費の提供に要する費用の扱い(施設による徴収) ・施設等利用給付関係の規定の新設 ・3歳児から5歳児までの保育料無償化 ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの保育料無償化 ・多子世帯の定義の拡充 など
議案第94号	養父市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>令和2年4月1日から出合こども園を閉園し、関宮こども園に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p>
議案第95号	財産の無償譲渡について
議案第96号	財産の無償譲渡について
議案第97号	財産の無償譲渡について
議案第98号	財産の無償譲渡について
議案第99号	財産の無償譲渡について
議案第100号	財産の無償譲渡について
理由	<p>上記6議案は、議案第85号及び議案第86号により、協議の整った6集会施設(公民館)について、各区に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>

議案第101号	南但広域行政事務組合規約の一部変更について
議案第102号	南但広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
理由	<p>上記2議案は、南但広域行政事務組合が所管する農業共済事業が令和2年4月1日から県内で統合され、兵庫県農業共済組合が業務を行うこととなったことから、南但広域行政事務組合の規約の変更及び財産処分について関係市と協議を行う必要が生じているため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものである。</p> <p>なお、規約変更の施行日は、令和2年4月1日からである。</p>
議案第103号	令和元年度養父市一般会計補正予算（第3号）
議案第104号	令和元年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第105号	令和元年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
理由	<p>上記3議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。</p>
報告第13号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
理由	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p>
認定第1号	平成30年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成30年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成30年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成30年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成30年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

理由	上記 5 会計の平成30年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付すものである。
認定第 6 号	平成30年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第 7 号	平成30年度養父市下水道事業会計決算認定について
理由	上記 2 会計の平成30年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、認定に付すものである。